

# 株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10  
株式会社 **アイチ** コーポレーション  
取締役社長 山岸 俊哉

## 第72回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第72回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

本件は原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき13円（総額1,009,119,553円）と決定いたしました。また、剰余金の配当が効力を生じる日は、2020年6月19日に決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第7章 計 算 第39条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金) 第40条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p>	<p>第7章 計 算 第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等) 第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当をする。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をする。</u></p> <p>3 当社は、前二項のほか、<u>取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金および中間配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の支払免除および利息)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの剰余金の配当には利息を付さない。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、三浦治氏、山岸俊哉氏、田上吉夫氏の3名が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、高月重廣氏、東上清氏、川西拓人氏、青沼健二氏の4名が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第5号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈および取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役大平彰彦氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任されました。

また、取締役の退職慰労金制度廃止に伴い、重任取締役三浦治氏、山岸俊哉氏の両名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役会に一任されました。なお、支給の時期は両氏の取締役退任の時とされました。

以 上

---

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、取締役会長（代表取締役）に三浦治、取締役社長（代表取締役）に山岸俊哉の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。